

令和3年度 池田町総合計画審議会 次第

と き：令和3年8月10日(火) 13:00～

と ころ：池田町役場 大会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 任務について

4 委員の委嘱

5 自己紹介

6 役員選出

7 正副会長あいさつ

8 諮問(国土利用計画)

9 議 事

(1) 国土利用計画(素案)について

(2) 池田町行政評価

①方針と概要について

②評価の概要説明と検証

10 第2回審議会について

日時 9月17日(金) 午後1時～3時(仮)

内容 国土利用計画 答申

地方創生推進交付金事業評価

11 閉 会

令和3年度 総合計画審議会委員名簿

	分野		団体名・職名等	氏名	備考
1	民間諸団体等の代表者		自治会協議会 副会長	平林 康男	新
2	〃		女性団体連絡協議会 会長	森泉 恵子	
3	〃		社会福祉協議会 常務理事 事務局長	井上 賢一郎	
4	〃		三校PTA連合会 会長	山本 勇	新
5	識見を有する者	産(産業界)	農業委員会 委員	綿貫 幹雄	
6	〃	産(産業界)	商工会 事務局長	宮崎 鉄雄	
7	〃	学(教育機関)	教育委員会 教育長職務代理者	小澤 裕子	
8	〃	金(金融機関)	松本信用金庫 池田支店長	山田 淳	
9	〃	労(労働団体)	大町公共職業安定所 所長	吉村 光代	
10	〃	官(行政機関)	北アルプス地域振興局 企画振興課長	土屋 征寛	新
11	公募による町民			牛越 邦夫	
12	〃			赤田 弥壽文	

任期：令和3年8月10日から令和5年3月31日まで

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	麴 聖章	住民課長	蜜澤 佳洋	会計課長	伊藤 芳子
副町長	小田切 隆	健康福祉課長	宮本 瑞枝	学校保育課長	寺嶋 秀徳
教育長	竹内 延彦	産業振興課長	宮澤 達	生涯学習課長	下條 浩久
総務課長	塩川 利夫	建設水道課長	丸山 善久	議会事務局長	丸山 光一

	氏名	職名等
事務局	大澤 孔	企画政策課長
	塩原 長	企画政策課 町づくり推進係長
	丸山 佳男	同上
	矢口 拓実	企画政策課 町づくり推進係
	望月 絢介	同上

○池田町総合計画審議会条例

平成 19 年 4 月 1 日条例第 9 号

池田町総合計画審議会条例

池田町総合計画審議会条例（昭和 44 年池田町条例第 21 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき池田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- （1） 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び同構想に基づく基本計画に関すること。
- （2） 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく町の国土利用計画に関すること。
- （3） その他町長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- （1） 民間諸団体等の代表者
- （2） 識見を有する者
- （3） 公募による町民
- （4） その他町長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、前条第 2 項第 3 号の委員は、第 2 条第 1 号に係る構想及び計画の策定及び改定を開始する年度に公募し、次の公募まで任期は続くものとする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月23日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第3条第2項第3号の規定により委嘱される委員は、この条例の規定にかかわらず、現に改正前に委嘱された池田町総合計画審議会条例第3条第2項第3号の委員及び池田町総合戦略審議会設置要綱(平成27年池田町告示第76号)第3条第2項第3号の委員の中から町長が選任し、委嘱する。